

消費者庁入札等監視委員会 第21回会議 議事概要

開催日及び場所	令和7年 7月 29日（火） 消費者庁 7－4会議室
委 員	井手 秀樹 （慶應義塾大学名誉教授） 石川 純子 （消費者庁支援研究所理事長） 竹内 啓博 （公認会計士）
議 事	○随意契約（不落・不調随契）について ○いわゆる「健康食品」の理解の増進に向けた動画制作業務 ○「日経SDGsフォーラム」の運営支援業務 ○取引デジタルプラットフォーム消費者保護法に関するデジタル広告の掲載業務 取引デジタルプラットフォーム消費者保護法に関するバナー広告の掲載業務 ○令和6年度地方協力課で保有する行政文書等の電子化業務 ○第5期消費者基本計画の策定に向けた調査・支援業務 ○予算決算及び会計令の一部改正に伴う消費者庁入札等監視委員会運営要領の一部改正について

○案件詳細	
【随意契約】 不落	契約件名：食品添加物の使用基準における食品分類の明確化に関する事業 契約相手：株式会社エスアイ総合研究所 契約金額：3,531,000円 契 約 日：令和6年10月1日 担 当 課：総務課管理室契約係 説明内容：一般競争入札（最低価格）を実施し、落札者がいなかったため、随意契約を行ったもの。
【随意契約】 不落	契約件名：若年層に向けた消費者トラブル未然防止・拡大防止に関する周知啓発用ポスター及び動画制作業務 契約相手：株式会社博報堂 契約金額：32,967,000円 契 約 日：令和7年2月17日 担 当 課：総務課管理室契約係 説明内容：一般競争入札（総合評価）を実施し、落札者がいなかったため、随意契約を行ったもの。
【競争入札】 総合評価落札方式	契約件名：いわゆる「健康食品」の理解の増進に向けた動画制作業務 契約相手：TOPPAN株式会社 契約金額：4,950,000円 契 約 日：令和6年11月8日

	担 当 課：消費者安全課 説明内容：一般競争入札（総合評価）を実施し、変更契約のあったもの。
【随意契約】 性質	契約件名：「日経SDGsフォーラム」の運営支援業務 契約相手：株式会社日経イベント・プロ 契約金額：10,000,000円 契 約 日：令和7年1月16日 担 当 課：参事官（公益通報・協働担当） 説明内容：特命（企画競争、公募及び不落・不調を除く）による随意契約を行ったもの。
【競争入札】 最低価格落札方式	契約件名：取引デジタルプラットフォーム消費者保護法に関するデジタル広告の掲載業務 契約相手：株式会社ビー・アンド・ディー 契約金額：9,053,000円 契 約 日：令和6年10月2日 担 当 課：取引対策課取引デジタルプラットフォーム消費者保護室 説明内容：一般競争入札（最低価格）を実施したもの。
【競争入札】 最低価格落札方式	契約件名：取引デジタルプラットフォーム消費者保護法に関するバナー広告の掲載業務 契約相手：株式会社ビー・アンド・ディー 契約金額：13,134,000円 契 約 日：令和7年1月8日 担 当 課：取引対策課取引デジタルプラットフォーム消費者保護室 説明内容：一般競争入札（最低価格）を実施したもの。
【競争入札】 最低価格落札方式	契約件名：令和6年度地方協力課で保有する行政文書等の電子化業務 契約相手：株式会社セブコム 契約金額：1,496,000円 契 約 日：令和6年11月8日 担 当 課：地方協力課 説明内容：一般競争入札（最低価格）を実施したもの。
【競争入札】 総合評価落札方式	契約件名：第5期消費者基本計画の策定に向けた調査・支援業務 契約相手：Nomura Research Institute Singapore Pte. Ltd. 契約金額：14,493,900円 契 約 日：令和6年10月24日 担 当 課：消費者政策課 説明内容：一般競争入札（総合評価）を実施し、1者応札となったもの。
委員からの意見・質問 それに対する回答等	別紙のとおり

別紙

1. 随意契約（不落・不調随契）について ・食品添加物の使用基準における食品分類の明確化に関する事業 ・若年層に向けた消費者トラブル未然防止・拡大防止に関する周知啓発用ポスター及び動画制作業務	
参考見積書を提出した事業者は入札に参加しなかったのか。	2件のうち1件は参加があったが、もう1件は不参加であった。
随意契約の交渉にあたって、電話と対面等の違いは何か。	入札室に赴いて紙媒体の入札書による参加の場合は対面での交渉となり、電子入札等の場合は、電話になる。また、いずれも後日にメールでの交渉にもなりうる。
随意契約の交渉にあたって、減額することで履行を担保できているのか。	交渉にあたって、仕様書の内容変更は認められないため、履行は担保できると考えている。
2. いわゆる「健康食品」の理解の増進に向けた動画制作業務	
入札参加者の入札額にばらつきがある理由如何。	本件のような動画制作業務であると、動画の形式について役者を用いるか、アニメーションを用いるか、あるいはA Iを用いるかによって、価格に差が出たのではないかと考える。落札者はシンプルなアニメーションであったため安価になったと考えられる。
動画の形式について、今後は仕様書において内容をしっかり定めていただきたい。また、入札価格が安価であることが原因となっていないか、しっかりと事後的な評価を行う必要があると考える。訴求性に応じて、適宜判断いただきたい。	検討させて頂く。
変更契約となった経緯如何。	作成予定であった動画案のうち販売者向けの構成について、実際の販売現場での活用に耐えうる構成とする必要があるとの意見があり、そのためには関係者へのヒアリングを実施する必要が生じたが、制作期間等を総合的に判断して仕様から外すことにしたため。
販売者向けの動画について、どのような目的であったのか。	販売者が健康食品の説明を消費者にわかりやすく伝えることを目的とした。
3. 「日経SDGsフォーラム」の運営支援業務	
随意契約となった経緯は。	消費者志向経営について取り組む事業者が拡大している。既に取り組んでいる事業者、今後取り組もうとする事業者双方にとっての動機付けとなるよう、事業者の表彰や取組の周知を

	図る必要がある。こうした観点から、多くの事業者がその趣旨に賛同し、継続して開催されている、既存のシンポジウムを活用することが行政目的に沿うものである。その中で、事業者の取組を通じた、SDGsの達成をテーマとするシンポジウムが他にはない状況にある。
本フォーラムを毎年度共催しているということもあり、随意契約であることは理解した。価格の妥当性について、毎年度、しっかりとご検討いただきたい。	承知した。価格の妥当性については、参照可能な会場借上げ費用を始め、今後も引き続き確認してまいりたい。
協賛ということであれば、随意契約という形ではなく、協賛金を支出するという形はとれないのか。	本フォーラムについて、協賛金を支出するだけでは、今回のような優良事例の表彰や発表を行う「枠」を確保できず、本契約のように随意契約を締結する必要があると考える。
4. ・取引デジタルプラットフォーム消費者保護法に関するデジタル広告の掲載業務 ・取引デジタルプラットフォーム消費者保護法に関するバナー広告の掲載業務	
本2案件の関連性如何。	バナー広告はYahoo!Japanのトップページ上に掲載するもので、デジタル広告についてはコンビニエンスストアの各店舗のレジ液晶画面に掲載するものである。
本2案件の契約相手が同じなのは意図したわけではないのか。	意図したものではない。
広告を掲載したことによる、実際の効果等はフォローアップしているのか。	本法律の認知度が直近の調査では7.1%から7.8%に1割ほど上昇している。
バナー広告とデジタル広告では広告内容に統一性がないように感じるが。	広告として掲載する資料は消費者庁が作成した啓発資料をもとに作成することとしているため、統一性は担保されている。
最初から一つの案件として同じ事業者を実施させる方が広告に統一性もあり、コストも安価になるのではないのか。	検討させて頂く。
5. 令和6年度地方協力課で保有する行政文書等の電子化業務	
どれくらい過去の行政文書を電子化しているのか。	文書管理者の定めた行政文書の保存期間表に基づいて保存する必要があるため、電子化する行政文書について一元的に何年前のものという定めはない。
単純作業であるがセキュリティ、電子化後の文書の処分等の観点から、各課室ごとに都度契約するのではなく、庁全体として契約した方が情報の保安等の観点から良いの	各課室における事情が異なるため、庁全体で契約するというのは現時点で困難であるが、ご指摘の趣旨については真摯に受け止める。なお、個別の契約ごとに情報の保安等は徹底してい

ではないか。	る。
入札参加者において、入札金額に大きな開きがある理由如何。	事業者におけるノウハウの構築や高速スキャナー等の設備有無などが要因ではないかと認識している。
本年度も含め継続的に行うとのことだが、今後は今回の入札金額の差についても考慮した上で適切な予定価格を設定していただきたい。	承知した。
6. 第5期消費者基本計画の策定に向けた調査・支援業務	
シンガポールの法人と契約することになった理由如何。	構成員には本事業者の日本法人も入っており、実務上は日本法人と変わらない。シンガポール法人・日本法人の分担は本事業者の社内事情であるが、本業務が、海外における消費者政策の比較・分析を含む内容であったことが一因と推測される。なお、同種の調達においても本事業者の契約実績があり、本件についても業務の質に問題はなかった。
参考見積書を提出した事業者のうち、結果的に本事業者のみの参加となった要因如何。	他の事業者は本事業における履行体制等を整えられなかったためと聞いている。
7. 予算決算及び会計令の一部改正に伴う消費者庁入札等監視委員会運営要領の一部改正について	
予算決算及び会計令の一部改正に伴う消費者庁入札等監視委員会運営要領の一部改正について、全会一致で可決した。	